

「なんでも情報局アンテナ」申込書・青梅市ホームページ掲載同意書

掲載希望号 月 日号

申し込み日 月 日

原稿お持ちになった方

氏名

住所

電話番号

広報係からの問い合わせ先 同上

氏名

住所

電話番号

掲載希望の内容 催し 会員募集 その他  
件名

日時

会場

対象

内容

講師・指導

費用・その他

問い合わせ(1つ)

..... 切り取り線 .....

「なんでも情報局アンテナ」への掲載条件

市民の皆さんの文化やスポーツ活動を支援するために設置したコーナーです。

1 掲載できるものは、原則として公共的な施設で活動しているサークル・団体などが主催する案内です。

2 掲載できないものの例

- (1) 政党・宗教活動に関するもの
- (2) 営利目的や個人活動(塾や個人教室など、「わたしが教えます」式のもので催しや会員募集を含む)
- (3) 講師・指導者が、団体の責任者や原稿内の問い合わせ先・申し込み先になっているもの
- (4) 問い合わせ先が個人宅や団体事務局でないもの(携帯電話は可)
- (5) 会員のみを対象とした案内や連絡など
- (6) 求人・求職案内、利益を追求する営業に関するもの
- (7) 個人で必要とするものの募集や差し上げますというもの
- (8) その他、広報掲載にふさわしくないと判断されるもの

原稿提出の締め切り

1日号...前月の10日

15日号...前月の25日

閉庁日・連休の場合締切が早まります。

3 原稿は間違いのないように、正確にお書きください。掲載後に生じた問題に市は一切の責任を持ちません。

4 会員募集など期限がないものについては、市の記事量によって、希望掲載号に載らない場合があります。

5 同一団体の催し等の掲載は1か月以上の間隔、会員募集は6か月以上の間隔が必要です。

6 一回掲載した記事と、同一と判断できる内容は継続掲載できません。(同一の催しの複数回掲載は不可)

7 ページの構成等により、要旨を変えない範囲で広報係により加筆・除筆する場合があります。

8 連絡先も含めて「青梅市ホームページ」に掲載しますのでご了承ください。

申し込み・詳細 青梅市企画部秘書広報課広報係(市役所2階)

電話0428-22-1111 内線217・391

FAX0428-21-2879